はじめに

各年度に裁判法ゼミナールでまとめている調査報告書は、今回で4冊目となります。これまで、数多くのゼミナール生が、青森県および周辺地域の裁判所や弁護士など、司法関係機関と担い手の活動に触れて、得られた知見を報告書にまとめてきました。そして、調査を含むゼミナール活動を通じて関心を持ったテーマを各自で選び出し、より掘り下げた調査、検討を行い、卒業研究を執筆してきました。その多くは、法の内容と解釈にとどまらず、法が青森県等の地域社会で実際にどのように運用されているかに着目し、その実態を把握し、評価を加え、政策的な課題を提起するものとなっています。

青森県は、県民あたりの弁護士数の少なさの点で、全国で有数の弁護士過疎地域であるとともに、司法過疎地域であることは否めません。しかし、近年の司法試験合格者数増加に伴う新人弁護士の地方進出傾向に伴い、県内の弁護士は年々増加しています(2010年3月1日現在、82人)。他方、多重債務問題、被疑者国選弁護、犯罪被害者援助、裁判員裁判の施行など、弁護士を含む司法に対する要請は、次第に高まりを見せています。

こうした状況のなかで、戦後拡大し続けてきた弁護士などの司法の担い手の人数の地域 格差という量の問題とともに、司法の担い手や制度の中身に関わる質の問題も、顕在化し つつあります。以上の問題関心は、本調査報告書のなかにも見出されることでしょう。

1. 裁判法ゼミナール

2009年度ゼミナールは、4年生8人(出身別に、青森県6、秋田県1、岩手県1)、3年生10人(青森県4、北海道4、宮城県2)、大学院修士課程1年生1人(中国)からなり、教員を含めて20人の大所帯となりました。

ゼミナールは、火曜日 9、10 時限目 (16 時 -17 時 30 分) に、総合教育棟 319 号室で、3、4 年生一緒に開講しました。4 年生は、11 月半ばより別途、7、8 時限目(14 時 20 分 -15 時 50 分)に、卒業研究作成に向けたゼミナールを持ち、卒業研究として、2 万字以上の分量を求められる論文を、文献およびヒアリング調査にもとづいて仕上げました。

今年度は、4年生の多くが3年ゼミにも参加し、3年生の報告する調査報告書の草稿に対して、昨年度の経験を踏まえたアドバイスを行いました。今年度からゼミの司会進行を学生に任せた相乗効果もあってか、例年になく活発な意見交換がなされたように思われます。

2. 学習と調査

前期は、4 月に青森地方裁判所弘前支部での裁判傍聴と裁判所書記官、裁判官に対する ヒアリングの後、5 月に裁判員制度に関する文献報告を分担し、6 月初めに裁判員制度の是 非をめぐるディベートを行いました。その後は、行政書士招聘講演および夏季訪問調査の 事前勉強と、ゼミ生の関心あるテーマ(戦前日本、諸外国の司法への市民参加制度)の文献講読にあてました。

2009年度の訪問調査、見学、ヒアリング、招聘講演は、以下の通りです。

4月28日(火)

15 時-17 時 弘前地方裁判所弘前支部 (裁判傍聴、裁判所書記官、裁判官ヒアリング)



青森地方裁判所弘前支部第1号法廷傍聴席



法壇上の同行留学生

7月7日(火)

14 時 40 分 - 16 時 40 分 日當正男行政書士(青森県行政書士会会長)講演 8 月 21 日 (金)

10 時-11 時 30 分 気仙沼市役所

13 時-14 時 小野寺康男弁護士(小野寺康男法律事務所)

16 時-17 時 30 分 東忠宏弁護士(気仙沼ひまわり基金法律事務所)



小野寺康男弁護士と及川君



東忠宏弁護士と及川君

9月16日(水)

13 時-15 時 上椙裕章弁護士(十和田ひまわり基金法律事務所) 15 時-16 時 30 分 安澤裕一郎弁護士(弁護士法人十枝内総合法律事務所十和田支所)

16 時 40 分-17 時 青森地方裁判所十和田支部(法廷見学)



十和田ひまわり基金法律事務所



安澤裕一郎弁護士

9月28日(月)(法学コース見学会参加)

9 時 30 分 - 11 時 30 分 青森地方・家庭裁判所本庁(少年審判廷、第1号法廷等見学) 13 時-15 時 青森刑務所 16 時-17 時 青森労働局



青森地方裁判所第1号法廷



評議室



青森刑務所 (説明風景)



青森労働局 (説明風景)

9月29日 (火)

- 10 時 30 分-12 時 日本司法支援センター青森地方事務所(法テラス青森)(中林裕雄所長・弁護士、山本鉄也スタッフ弁護士、永瀬靖明事務局長保佐)
- 13 時-15 時 青森地方検察庁 (業務説明、犯罪被害者ビデオ観賞、検察官ヒアリング)、 青森地方裁判所本庁 (第1号法廷、評議室見学)
- 15 時 30 分-17 時 30 分 青森県弁護士会 (沼田徹会長)





日本司法支援センター青森地方事務所(法テラス青森)



青森地方検察庁本庁



青森県弁護士会

10月のゼミは、同月10日より毎週土曜日5回連続で開催された、人文学部主催の裁判員制度施行関連企画「裁判員制度と世界の司法動向一市民の司法参加の意義を考える」の事前勉強に、11月以降は、3年生は本調査報告書の担当部分の草稿の作成と報告に、4年生は前述のように別ゼミで卒業研究の草稿報告に、それぞれあてました。上記企画では、大学祭期間中に、パネルディスカッション「青森県の裁判員裁判」を開催し、県外より四宮啓弁護士、安原浩弁護士・元裁判官を招き、県内の郷政宏検事、猪原健弁護士、裁判員経験者の澁谷友光氏などを交えて、標題テーマについて意見交換を行いました。また、医療過誤訴訟に造詣の深い伊藤弁護士、葛西弁護士、青森県で裁判員裁判を担当された竹本弁護士(および上記の十和田市調査で安澤弁護士)、山内弁護士のお話を伺っています。

年明けの1月は、3年生の卒業研究テーマ構想報告、本調査報告書草稿報告2順目と、 卒業研究提出後の4年生による概要報告などで終了しました。

10月24日(土) パネルディスカッション「青森県の裁判員裁判」(人文学部主催)







裁判員経験者の澁谷さん

11月10日(火)

17 時 40 分-19 時 伊藤佑輔弁護士(竹田法律事務所)講演会(医療過誤訴訟)

12月4日 (火)

14時20分-15時50分 竹本真紀弁護士(石田法律事務所)講演会(県内1件目の裁判員裁判などについて)

12月10日(木)

16時30分-18時 葛西聡弁護士(あすなろ法律事務所)ヒアリング(医療過誤訴訟)

12月19日(土)(青森家庭少年問題研究会学習会)

16 時-17 時 30 分 山内賢二弁護士(ほくと法律事務所)講演会(県内 2 件目の裁判員 裁判について)

12月23日(水・祝)

16 時-17 時 30 分 竹本真紀弁護士(石田法律事務所)補充ヒアリング

3. 調査報告書を通読して

裁判員裁判元年ということで、関連内容が今年度報告書の中心をなしています。裁判法ゼミナールでは、青森県内1件目および2件目の裁判員裁判弁護人のお話を伺うことができました。裁判員裁判について、県民、弁護士などへの負担のみならず、刑事司法手続と裁判員の更生における意義は何かを考えるうえで、第2章の弁護士のお言葉の数々は傾聴に値すると思われます。弁護士および司法過疎地での弁護士の活動も、地域住民の法、裁判や弁護士への対し方に左右されるところが大きいことが、あらためて感じられます。

各調査報告の最終チェック(最低限の加筆修正)のため通読したところ、施行後間もない裁判員制度への対応を含めて、青森県内外でのヒアリング調査結果がまとめられており、手前味噌ながら、地域の司法状況や青森県の裁判員裁判の実情など、他の文献で入手しがたい情報も含まれ、予想以上に読み応えのある報告書になったと思われます。ヒアリング調査に快く応じていただいた方々によるところが大きく、あらためて感謝申し上げます。

本調査報告書の印刷部数は限られますが、裁判法ゼミナールページでの掲載を予定しており (http://www.saibanhou.com/seminar.html)、お役立ていただけますと幸いに存じます。

おわりに

以上、簡単ではありますが、2009 年度裁判法ゼミナール調査報告書の前置きに代えさせていただきます。訪問調査先には、執筆を担当したゼミ生より草稿を送付のうえ、誤記等の修正を依頼しました。ご協力にあらためて感謝申し上げます。主に学部3年生の手によるため、誤解や誤記が多数あろうかと思われますが、ご海容いただけますと幸いです。

2010年度の裁判法ゼミナールには、10名近くの新3年生の参加が見込まれており、学生の関心をとり入れながら、青森県内外の司法関係機関と職に関する調査研究を継続する予定です。今後は、青森県の裁判員裁判の実態を引き続きフォローし、県民が裁判員を円滑に務めることを阻害しうる要因の分析とサポートシステムを検討することや、弁護士増員を経た県内の司法状況を現在進行形で追いながら、弁護士会の地域司法計画にヒントを得て青森県内の司法のあるべき姿を構想する作業などを行いたく考えています。ゼミナール生には青森県以外の北海道、東北出身者が数名おり、余力があれば、それらの地域にも手を広げることができればと思います。調査の際はご協力いただけますと幸いに存じます。